

公共契約・補助金等を通じたポジティブアクションの可能性

(2011 年 4 月 15 日)

明治大学教授 碓井光明

I 公共契約におけるポジティブアクションの可能性

*以下の内容の多くは、碓井「女性のチャレンジ支援策——公共契約を通じた支援をめぐって」ジュリスト 1237 号 68 頁（2003 年 1 月）において述べたものと重なっている。

1 公共契約の基本原則

経済性、公正性

これらを担保するための競争性→一般競争、指名競争、随意契約の順

このような原則のなかで、「付带的政策」をいかに盛り込めるかが課題（碓井『公共契約法精義』332 頁以下）

2 契約の「性質又は目的」によっては随意契約が可能

国の契約の場合

「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法 29 条の 3 第 4 項）

地方公共団体の場合

「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」（自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号）

いわゆる協働契約の場合には、当てはまりやすい。

例：男女共同参画社会の実現のためのイベントを協働事業として企画実行するような場合

なお、協働事業について、公共契約法制の委託契約等と位置づけること自体に疑問がある。通常の契約の「相対立する当事者」の観念がなじまない（参照、碓井『行政契約精義』262 頁）。

3 男女共同参画に関する法令を遵守していること、協定を締結していること等を競争参加資格とすること、あるいは指名基準に取り入れる方法

法令の遵守を求めることが許されるとすれば、男女雇用機会均等法 5 条や 6 条の義務を遵守していることを参加資格とすることが考えられる（碓井『公共契約法精義』353 頁）。

法令の遵守を確認することが難しいとすれば、認定制度あるいは協定締結などと連動させる必要がある。認定や協定締結は、地方公共団体になじみやすい。

指名競争における指名基準において優先指名することが考えられる。

4 総合評価方式における「価格その他の条件」にいう「条件」として配慮する可能性

国の場合

「国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定（＝最低価格の申込者を相手方とする方式）により難い契約」について「価格その他の条件が国にとって最も有利なもの」を相手方とすることができる（会計法 29 条の 6 第 2 項）。

地方公共団体の場合

支出原因契約で「当該契約の性質又は目的から」最低価格の申込者を相手方とできない場合は、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの」をもって相手方とすることができる（自治法施行令 167 条の 10 の 2 第 1 項）。総合評価方式を採用するには、契約の性質又は目的により説明のつく場合でなければならない。

「条件」をどのように設定するかが大きな課題→役員又は管理職の男女比率など。

これも理論的には、契約の性質又は目的により決まる。
協定を締結していることを条件にすることも考えられる。

5 純粋なポジティブアクションとしての随意契約

現行法は、個別に許容する旨を定める方式に因っている。

- ・障害者支援施設等において製作された物品を規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設等から規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子福祉団体から役務の提供を規則で定める手続により受ける契約（自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 3 号）
- ・新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者による新商品たる生産物品を規則で定める手続により買入れる契約（自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 4 号）
- ・「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買入れるとき」（予算決算及び会計令 99 条 18 号）
- ・「産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買入れるとき」（予算決算及び会計令 99 条 20 号）

このような立法技術（個別許容方式）を前提とする限り、明示する方式によるほかはない。地方公共団体にあっては、地域主権の考え方から、個別許容方式から脱皮すること（法令の明示的許容なしに条例（注）により自主的に採用できる方式）も検討すべきであろう。個別許容方式では、実際の必要性に迅速に対応できない。

（注）契約に関して、予算執行権の問題であって、条例で規定することはできないという解釈が、相当程度定着している。しかし、重要な政策決定について、長の制定する「規則」でなければならないとする見解（直接には、自治法施行令 173 条の 2 を根拠にしている）には賛成できない（碓井『公共契約法精義』20 頁）。

II 補助金等を通じたポジティブアクションの可能性

1 男女共同参画社会づくり活動推進補助金

現在、すでに多数の地方公共団体が交付している。

ただし、それらのうち、ポジティブアクションの推進活動がどれだけあるかは不明。普及啓発活動、研究調査などは、比較的容易であるが、それを超える内容の積極的活動も視野におく必要がある。

2 女性の参画を促進する施策に協力している企業等に対して通常の補助金等の割増を行なう方法

例：企業等のなかに保育所を設けている企業、大学に対して補助金、交付金等の割合を高くする。これにより、企業や大学における女性の活動がしやすくなる。

大学の場合は、子育て中の学生や研究者の支援になる。

国立大学法人の場合は、運営費交付金の割増し。

3 女性の参画を促進する施策に協力していることを補助金等の交付要件とする方法

補助金等の種類によっては、補助金等の交付要件のなかに女性の参画を促進する施策に積極的に協力ないし実行していることを含めることも考えられる。

大学の場合についていえば教員につき一定比率以上が女性であることを要件とすることも考えられるが、その場合には、判定の単位を当該大学全体とするか、学部等とするか、さらに、対象とする「教員」の範囲をどのようにするかも課題となる。

また、女性の参画を阻害する行為をした場合には、補助金等の交付決定の取消し、返還請求ができる制度も検討に値する（ただし、これは積極的施策とはいえない）。